

ビルオーナー、建物解体事業者の皆様へ 建築物解体・改修時の アスベスト規制が変更されました

アスベスト(石綿)飛散防止対策の強化を図り、
平成26年6月1日より改正大気汚染防止法が施行されました。

新たに義務化された内容

解体等工事の発注者(建物の所有者等)の方へ

特定粉じん排出等作業実施届の届出義務者が変更されました。

特定建築材料(吹き付け石綿、石綿含有断熱材など)が使用されている建築物等を解体等する場合は、作業を始める日の14日前までに特定粉じん排出等作業実施の届出が必要です。法改正で届出義務者が「工事の施工者」から「**工事の発注者又は自主施工者**」へ変更されました。

特定工事に配慮してください。

発注者は、受注者が行う調査に要する費用を適正に負担すること等に協力しなければいけません。
また、発注者は施工者に対し、施工方法、工期、工事費等について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮しなければなりません。

解体等工事の受注者(解体事業者)の方へ

解体等工事の事前調査及び結果の説明・現場掲示が義務化されました。

解体等工事の受注者は、石綿使用の有無について**事前調査**をすること、その結果を**発注者に対して書面で説明**すること、**現場へ掲示**することが義務づけられました。また、特定建築材料が使用されていた場合は特定粉じん排出等作業実施の届出提出について発注者へ説明してください。

事前調査

特定建築材料不使用が明らか
なもの※を除く**すべての建築物等**について

※平成18年9月1日以降の新築建築物等

発注者への説明

- ・ 調査結果
- ・ 調査終了年月日
- ・ 調査方法
- ・ 届出必要事項※

※該当する場合に限る

現場への掲示

- ・ 調査結果
- ・ 調査者の氏名等
- ・ 調査終了年月日
- ・ 調査方法
- ・ 特定建築材料の種類※

※該当する場合に限る

特定粉じん排出等作業の作業基準が強化されました。

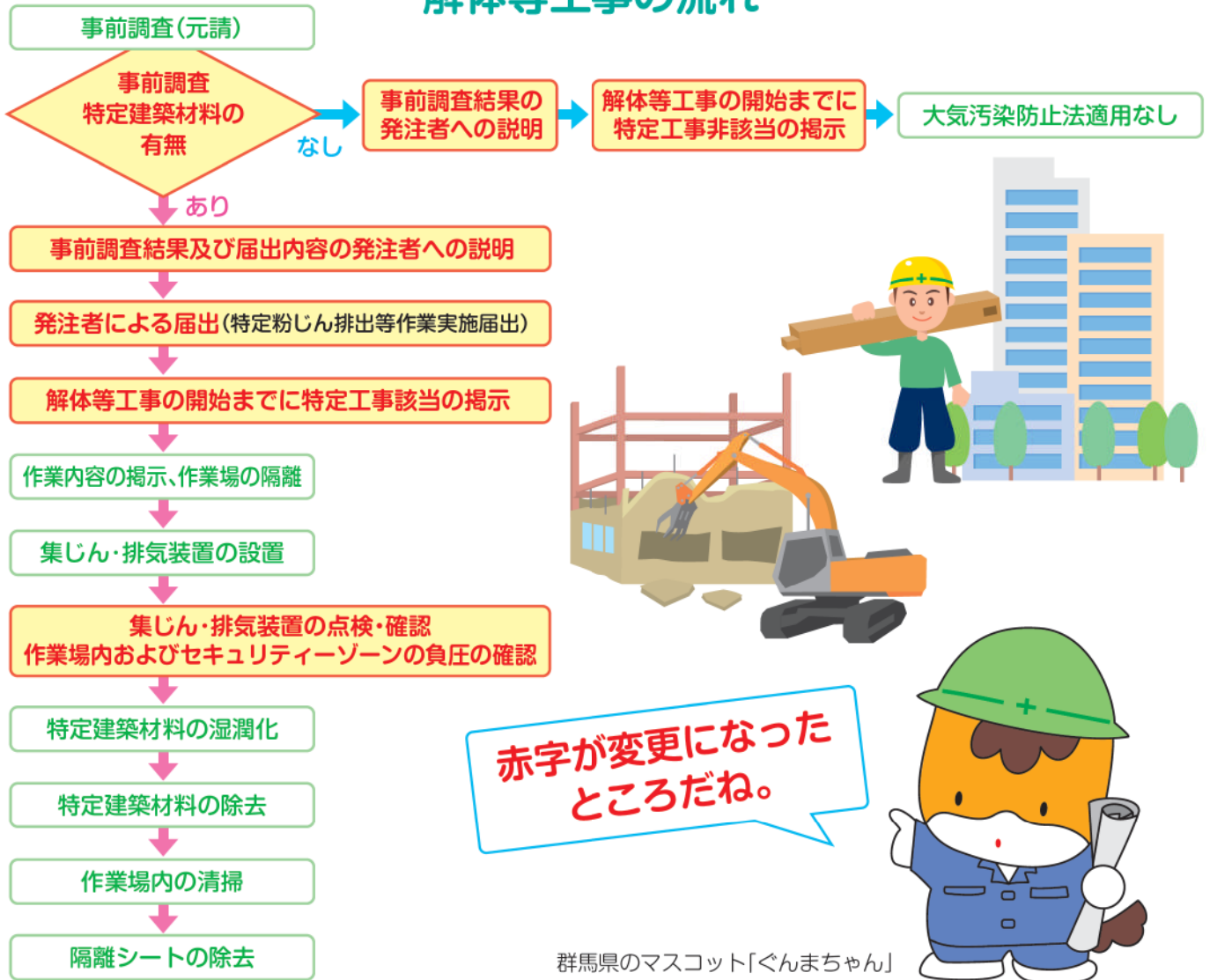
追加された作業基準

- ・ 除去作業前後の集じん・排気装置の稼働確認
- ・ 作業場及び前室が負圧に保たれていることの確認
- ・ 迅速に測定できる機器により、集じん・排気装置が正常に稼働することの確認

以上の確認・措置事項についての記録を工事終了まで保存する。

異常が認められた場合は、作業中止、装置の補修等の措置

解体等工事の流れ



お問い合わせ・届出書提出先窓口

※法改正により届出様式が変更になりました。
県ホームページ等をご活用ください。

特定工事の場所	提出先	所在地	連絡先
伊勢崎市・渋川市・北群馬郡・佐波郡	中部環境事務所	〒371-0051 前橋市上細井町2142-1	TEL: 027-219-2020 FAX: 027-231-1166
藤岡市・富岡市・安中市・多野郡・甘楽郡	西部環境森林事務所	〒370-0805 高崎市台町4-3	TEL: 027-323-5530 FAX: 027-323-5540
吾妻郡	吾妻環境森林事務所	〒377-0424 吾妻郡中之条町大字中之条町664	TEL: 0279-75-4611 FAX: 0279-75-6548
沼田市・利根郡	利根沼田環境森林事務所	〒378-0031 沼田市薄根町4412	TEL: 0278-22-4481 FAX: 0278-23-0409
桐生市・太田市・館林市・みどり市・邑楽郡	東部環境事務所	〒373-8509 太田市西本町60-27	TEL: 0276-31-2517 FAX: 0276-31-7410
前橋市	前橋市環境政策課	〒371-8601 前橋市大手町2-12-1	TEL: 027-898-6292 FAX: 027-223-8524
高崎市	高崎市環境政策課	〒370-8501 高崎市高松町35-1	TEL: 027-321-1251 FAX: 027-321-1161